

那覇市地域支えあい訪問型サービス事業（団体登録型）実施要領 （訪問型サービス・活動 B）

（令和 7 年 2 月 17 日ちやーがんじゅう課長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 25 条の規定に基づき、第 7 条別表 1 に規定する訪問型サービス・活動 B（地域支えあい訪問型サービス）（以下「サービス」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 地域支えあい訪問型サービス事業は、当該事業を実施することにより、住民相互による支え合いの支援及び高齢者の社会参加を促進し、多様な高齢者の生活上の困りごとへの支援を柔軟に行うことで、地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

（基本方針）

第 3 条 サービスの提供にあたっては、介護予防が、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者が出来る限り要介護状態にならずに、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われることに留意し行う。

2 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取り組みが不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努める。

3 サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービス依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮する。

（対象者及び対象者の状況等）

第 4 条 対象者及び想定される対象者状態等は次の各号のとおりとする。

（1）対象者

介護予防ケアマネジメント等において身体介護が不要であり地域支えあい訪問型サービスの利用が自立支援に資すると判断された者で、次に掲げる者とする。

ア 居宅要支援被保険者

イ 事業対象者（介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）に定める基準（基本チェックリスト）に該当する第 1 号被保険者をいう。

(2) 対象者の状況等

ア 独居高齢者や高齢者夫婦世帯などで、生活機能の低下が要因で日常生活に少し支障が生じ、軽度な生活支援が必要な者

イ 掃除や洗濯などの日常の家事等において、ボランティアによる1回30分程度の軽度な生活支援を受けることで自立した生活を送れる者

2 前項に該当する者のほか、サービスの提供にあたり、事業を行う者が必要と認める者についても対象者とする。

(サービスの内容)

第5条 サービスは生活援助サービスとする。生活援助とは掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助とし、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）の生活援助の区分以外のサービスも必要に応じて実施可能とする。

2 サービス従事者が運転者となり、自家用車やレンタカー等を活用して生活援助と一体的に提供される送迎を実施する場合は、道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（令和6年3月1日国自旅第359号）の範囲でのみ運用できるものとする。

(実施方法)

第6条 各種ボランティア団体、自治会、NPO法人など、構成員が3名以上の実施団体に対して、補助金を交付し、実施する。

(サービス提供の頻度及び提供時間)

第7条 サービスは、比較的日常生活動作（ADL）は自立している者を対象としていることから、その提供頻度は週1回程度とする。

2 サービスの提供時間は、1回の利用につき原則30分程度とする。ただし、買い物同行・代行でケアマネジメントの観点から60分程度を必要とする場合のみその限りではない。

(サービスの従事者)

第8条 サービスは住民主体の支援のため、サービス従事者への資格要件は課さず、市が実施する研修（以下「一定の研修等」という。）の受講をもってこれに代えることとする。

(サービス実施の報告等)

第9条 実施団体は、3月毎に「活動実績報告書（様式1）」を市に提出するものとする。

2 実施団体は、補助事業完了後速やかに「利用者名簿（様式2）」を市に提出するものとする。

(サービス提供にあたって遵守すべき事項)

第10条 実施団体は、当該事業を運営するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) コーディネーターの配置

実施団体は、地域包括支援センターとの利用者受入れに係る調整等の業務を行うサービス利用調整員（コーディネーター）を1名以上置くものとする。

（2）サービス従事者の清潔の保持・健康状態の管理

実施団体はサービスに従事する者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

（3）秘密保持等

実施団体及び従事者または従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（4）事故発生時の対応

実施団体は、利用者に対するサービスの実施により事故が発生した場合、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（5）廃止等の届出義務

実施団体は、当該事業を廃止または休止するときは、その廃止または休止の一月前までに、次に掲げる事項を市長に対し届け出るものとする。

ア 廃止または休止する年月日

イ 廃止または休止する理由

ウ 現に住民主体通所型サービスを受けている者に対する措置

エ 休止する場合にあたっては、休止の予定期間

（6）利用者に対する便宜の提供等

実施団体は、前号の規定による事業の廃止または休止の届出をした時は、当該報告の日前一月以内に、現にサービスを受けている者であって、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第一号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

（7）関係機関との連携

実施団体は、市及び介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担）

第11条 サービス利用にあたっての利用者負担は、無料とする。ただし、材料費等の実費については利用者負担とする。

（使用する様式）

第12条 使用する様式は次のとおりとする。

（1）活動実績報告書（様式1）

（2）利用者名簿（様式2）

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。